

平成28年度

第5回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：平成28年10月17日（月）午前10時00分～午前11時25分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

議 事

(1) 「(仮称)ホームセンターコーナン北区王子店」の新設について

○松波会長 まず北区の「(仮称)ホームセンターコーナン北区王子店」における、コーナン商事株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○丸統括課長代理 では、資料1の1ページ、審議案件の概要「(仮称)ホームセンターコーナン北区王子店」の新設についてご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成28年3月28日、設置者がコーナン商事株式会社、店舗の名称が「(仮称)ホームセンターコーナン北区王子店」、所在地が東京都北区堀船一丁目23番1ほかでございます。小売業者名はコーナン商事株式会社ほか未定でございます。新設する日が平成29年3月1日、店舗面積は9,801平方メートルでございます。

駐車場ですが、敷地内北東側店舗2階、3階、R階の4カ所ございまして、計497台、指針等による必要駐車台数497台を満たしてございます。出入口が敷地北側に入口1カ所、敷地東側と西側にそれぞれ出口が1カ所ずつ、計3カ所ございます。自動二輪車用は10台ございます。

駐輪場は、敷地内北側に393台、条例等による算出台数370台を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、敷地内南側に77.00平方メートルの施設と、49.50平方メートルの施設、計2カ所、計127平方メートルの施設を設けます。使用時間帯は、午前6時から午後10時でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、敷地内南側に容量34.969立方メートルの施設と、容量16.456立方メートルの施設、計2カ所、計51.43立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の41.76立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、午前6時30分から午後10時ほかでございます。

駐車場の利用時間帯は、敷地内北東側、店舗2階の駐車場が午前6時から午後10時30分、店舗3階、店舗R階が午前8時30分から午後10時30分でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は、準工業地域でございます。

計画地は、JR京浜東北線「王子駅」の東約400メートルに位置してございます。

東側は、特別区道北1860号を挟んでオフィスビル、西側は、特別区道北1857号を挟んで住居、南側は、特別区道北51号を挟んで工場、住居、都電荒川線、北側は、特別区道北1858号を挟んで住宅及びオフィスビルが立地している環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成28年5月18日、水曜日、午後7時から午後8時45分まで、北とぴあで行われまして、出席者数が45名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、北区の意見を平成28年6月27日に受理してございますが、意見はございません。

公告による申出者の意見を平成28年8月8日に1件、8月10日に2件、計3件受理してございます。

意見が資料の4ページから12ページで、その回答が13ページから20ページでございます。

では、14ページをお開き願います。8月8日に受理した意見とその回答でございます。

1点目ですが、（意見）駐車場の出入口の位置について、入口を店舗北側の住宅等及び生活道路に影響のない位置とすること。

（理由）平成28年5月18日にコーナン商事株式会社の主催により開催された説明会（以下、説明会）において配付された「（仮称）ホームセンターコーナン北区王子店」大規模小売店舗立地法届出要約書（以下、要約書）によると、店舗北東の交差点から80メートル以上西に進入した店舗の北側に駐車場の入口を設けるとしている。

店舗北側には、生活道路に面して住宅地が形成されており、安全上及び環境上なるべく店舗利用者車両が進入しないほうが望ましいが、店舗予定地の接道状況を見ると、北側道路に面したとしても現在よりも東側の位置に、あるいは東側道路に面した位置等のほかの位置に駐車場の入口を設置することが可能である。

現在の計画では、明治通りから進入してきた店舗利用者車両の右折及び走行に伴う危険を、店舗北側の住宅等及び生活道路に対し広範囲かつ一方的に与えることとなるが、出入口の位置を計画から変更することにより、当該箇所において生じる危険が減少することは明らかである。よって、コーナン商事株式会社（以下、設置者）は、駐車場の入口を店舗北側の住宅等及び生活道路に影響のない位置とするべきである。

回答でございますが、出入口は、計画地周辺での混雑を防止するため、北側に入口専用、南側に出口専用を計画しております。

店舗の入口については、なるべく交差点付近を避けることと、自動車と歩行者・自転車との動線を分離し、交錯しないよう歩行者を車両入口手前、車を奥に通すことによって得られる安全面の理由と立地法指針値の駐車場、駐車場台数の確保、プロ向け用の朝の営業時間に合わせた必要最小限の駐車場を敷地内に設置する理由から、計画の位置に設けました。

また、商業施設を誘致する上で、条件となった9メートルの公道を確保するとともに、1.5メートルをセットバックすることにより、前面道路を現況幅員4メートルから、幅員10.5メートルとし、拡幅後は歩車分離（車道7メートル一方通行＋歩道2メートル）をすることにより、安全の向上を図ります。

さらに、今回のご意見を踏まえ、入口に常時、交通整理員を配置いたします。その上、オープン後、安全上、問題が生じた場合は、住民の皆様と話し合いの場を設け、対応を検討いたしますという回答でございます。

なお、21ページをご覧いただきたいのですが、現地の現在の店舗予定敷地前の前面道路の写真を添付してございます。途中まで拡幅済みで、当該店舗の開店時には店舗前の前面道路はこのように広がります。上の写真でご説明しますと、カラーコーンが置いてある右側が現道でございまして、左側が途中まで拡幅済みの車道と歩道でございます。下の写真は、上の写真の向きを反対側から見たものでございます。

それでは、14ページにお戻りいただいて、2点目でございますが、（意見）駐車場の出入口の位置について、交通誘導員を常時配置し、生活道路への店舗利用者車両の不要の進入等を防止し、安全に十全の対策を講じること。

（理由）駐車場の出入口の位置が生活道路に面しており、安全確保には十全の対策をとるべきであるが、説明会での質疑応答によると、来店者車両2,470台、トラック26台、当該施設のテナント関係車両8台と、1日2,500台以上の車両の流入を見込んでいるとの説明が設置者よりあった。多数の車両が店舗周辺に流入してくることにより生ずる、車両が周辺の狭隘道路に入り込むことによる交通の妨げや、駐車場出入口及び周辺道路上での安全についての懸念を解消する必要がある。よって設置者は、交通誘導員を常時配置し、生活道路への店舗利用者車両の不要の進入等を防止し、安全に十全の対策を講じ

るべきである。

回答ですが、周辺の細い道路への進入を防止するよう交通整理員による誘導及び店舗内でも看板による注意喚起等を含めて十分対応してまいりますという回答でございます。

3点目ですが、（意見）駐車場の出入口の位置について、出口を店舗南側から出た車両が左折しやすい位置とすること。あわせて店舗西側の生活道路への店舗利用者車両の不要の進入等を防止する十全の対策を講じること。

（理由）説明会において配付された要約書によると、店舗予定地の南西角の位置に駐車場の出口が位置するとされている。店舗西側の道路はこの地域の主要な生活道路であり、車両及び歩行者の通行も多いが、道路は狭隘である。

設定者は、駐車場を出て左折し、東側へ向かう退店ルートを設定するとはしているものの、自然に左折方向へと車両を誘導するような敷地内通路の形状や、看板等の設置など、より実効性のある具体的な対策をあわせて行う必要がある。

よって設置者は、駐車場の出口を店舗南側から出た車両が左折しやすい位置とする等、店舗西側の生活道路への店舗利用者車両の不要の進入等を防止する十全の対策を講じるべきである。

回答ですが、出口の向き（角度）については、当初の計画では、左折しやすい位置で検討していましたが、警察協議で区道と出口を90度にするように指導を受けたこと及び駐車場法の技術的基準より出口から道路中心線に直角に向かって左右60度以上を見渡せ、歩行者等視認できる構造にする必要があり本計画としております。

交通整理員による左折出場の誘導及び店舗内でも看板での注意喚起等々を含めて、十分対応してまいりますという回答でございます。

4点目ですが、（意見）駐車場の位置について、駐車場入口の傾斜道路を走行する車両が与える排気ガス、騒音等の周辺環境への影響を極力小さくすること。

（理由）説明会において配付された要約書によると、店舗北西部に、1階から2階駐車場に上るスロープを設置することとされている。この位置の北側は住宅であり、西側は小規模多機能型居宅介護と高齢者グループホームを備えた複合施設であることから特に周辺環境への配慮が求められるが、スロープを上る車両が加速する際に、平坦な道路以上の排気ガスや騒音の発生等が懸念される。

よって設置者は、駐車場入口の傾斜道路を走行する車両が与える排気ガス、騒音等の周

辺環境への影響を極力小さくするべきである。

回答ですが、周辺生活環境に配慮し建物北側のスロープをできるだけ緩やかな傾斜にすることで車両の加速を抑え排気ガスの影響を最小限に留めたいと考えています。また、来客車両に対して、アイドリングストップの協力を求めるとともに、搬入車両等の業務車両についてはアイドリングストップの徹底を図り、排気ガスの削減に努めますという回答でございます。

5点目ですが、（意見）駐車場の位置について、車両の灯火類からの光が外部に漏れない位置とすること。または光が漏れない構造とすること。

（理由）駐車場には壁を設置しないとしているが、設置者は夜間も営業したいとしているから、当然に灯火類を点灯した車両が駐車場及び敷地内道路を夜間に走行することが見込まれる。説明会において配付された要約書によると、設置者は光害に対する配慮として、夜間照明については照明器具に方向性のあるものを採用し、敷地境界外の周辺建物を直接照らさないよう配慮するとはしているものの、車両による光害についての対策が全くされていない。

よって設置者は、駐車場の位置について、車両の灯火類からの光が外部に漏れない位置とするか、または光が漏れない構造とすべきである。

回答ですが、駐車場の位置及び構造については、目隠しフェンスを設置することで車両の灯火類からの光が外部に漏れない設計としておりますという回答でございます。

6点目ですが、（意見）開店時刻及び閉店時刻について、開店時刻を午前6時30分より遅い時刻とし、閉店時刻を午後10時より早い時刻とすること。また、来客が駐車場を利用することができる時間帯についても、開店時刻及び閉店時刻に合わせること。

（理由）設置者は、開店時刻を午前6時30分、閉店時刻を午後10時とし、来客が駐車場を利用できる時間帯を午前6時から午後10時30分までとしている。

しかしながら、設置者の経営するほかのホームセンターの開店時刻はほぼ午前9時から10時の間であり、閉店時刻はほぼ午後8時から9時の間である。「（仮称）ホームセンターコーナン北区王子店」が予定されている北区堀船一丁目23番1ほかは、幹線道路からも離れた地域であり周辺には住宅が建ち並んでいる地域であって、周辺の良好な居住環境の保全に特に配慮が求められるにもかかわらず、開店時刻を朝早く、閉店時刻を夜遅くに設定することは周辺環境に配慮がなされているとは到底言えず、受容しがたい。加えて、

午前6時30分に開店すると、営業時間が児童・生徒の通学時間帯とも重なり、大変危険である。

よって設置者は、開店時刻を午前6時30分より遅い時刻とし、閉店時刻を午後10時より早い時刻とし、また、来客が駐車場を利用することができる時間帯についても開店時刻及び閉店時刻に合わせて変更するべきである。

回答ですが、早朝は、1階の一部売場のみで、業務用の資材を販売する可能性があり、早朝の届出をしていますが、一般の方が購入される商品の売場は、9時から22時の営業となる予定です。なお、日曜日については、9時からの営業とします。

開店後に周辺住民から苦情等が発生した場合には、営業時間の見直しを含めて誠意を持って対応いたしますという回答でございます。

7点目ですが、（意見）施設の配置及び運営に関して、地元町会等と継続的な協議の場を設置し、必要な事項について協定を締結し、営業開始後も良好な周辺環境が保全されるよう努めること。

（理由）長期間にわたる店舗営業が見込まれる中で、地域の交通安全、防犯、防災、環境等に継続的に重大な影響を与えることが想定される。特に、北区堀船一丁目23番1号は、幹線道路からも離れた地域であり周辺には住宅が建ち並んでいる地域であって、1日約2,500台の車両を含む多数の来店者を見込む店舗の立地環境としては一般的ではなく、なおかつ店舗が周辺環境に与える影響は大きい。

よって設置者は、施設の配置及び運営に関して、地元町会等と継続的な協議の場を設置し、必要な事項について協定を締結し、営業開始後も良好な周辺環境が保全されるよう努めるべきである。

回答ですが、地元自治会長から協議の申し込みがあった場合は、協議の場を設けます。

営業開始後も良好な周辺環境が保全されるように努めますという回答でございます。

続きまして、18ページをお開き願います。8月10日に受理しました、2件目の意見とその回答でございます。

1点目ですが、（意見）来店経路のうち、都電梶原電停から小台電停間の都電荒川線沿いを通るルートへの誘導はすべきでない。

（理由）都電荒川線沿いのルートは、明治通り王子方面からの右折来店を避けるための迂回路として計画されている。しかしながら、梶原電停付近の都電沿いの道路幅は大変狭

い上に、電停・商店街・診療所等が密集し歩行者も多い場所である。この道路への車の誘導は、周囲の渋滞誘発や歩行者の安全上問題である。明治通り王子方面からの車は、王子駅から本郷通り経由または日産通りから宮城から小台経由のいずれかのルート（退店経路と同じルート）に誘導すべきである。

回答ですが、当初は、ご提案の大きく迂回するルートも検討いたしましたが、警視庁より、現実的ではないと指導がございました。

ご指摘の安全面も考慮の上、警視庁と何度も協議し、計画した経路でございます。

現状の経路においても、迂回することから現実的ではないという声も寄せられていることもあり、本届出においては本計画の経路としておりますが、オープン時等の繁忙期の際には、地元警察と協議し、ご提案いただいている迂回ルートでのご案内も、チラシ等により実施することを検討いたしますという回答でございます。

2点目ですが、（意見）チラシやホームページ等での来店者への経路案内は、自動車の経路だけでなく、最寄り駅（王子駅南口、都電栄町電停）からの徒歩経路を必ず併記し、公共交通での来店の積極的な呼びかけを行っていただきたい。

（理由）当計画地は王子駅南口や都電栄町電停から徒歩10分以内の公共交通利便性が非常に高い場所である。発生集中交通に伴う問題を根本的に減らすには、自動車交通量そのものを減らすため、公共交通の利用促進が有効である。

回答ですが、チラシやホームページ等での案内に併記するようにいたしますという回答でございます。

3点目ですが、（意見）交通整理員は、店舗のオープン時や休日等だけでなく、平日夜や朝の学校登校時間帯にも配置すべきである。場所は駐車場出入口だけでなく、来店・退店経路上、とりわけ学校の通学路と重なる部分にも配置すべきである。

（理由）平日夜には、仕事から帰宅後の客が閉店前に急いで買い物に来るケースがあり、危険運転や違法駐車が増えるおそれがある。また、朝の開店時刻が6時30分と早いため、学校の通学とかぶる時間帯が発生することから、登校時の児童・生徒の安全確保が必須である。

回答ですが、交通整理員は、駐車場出入口前に常駐し、歩行者、自転車等の安全を確保します。店舗から離れた場所の配置については、オープン後の状況を見ながら所轄警察と協議を行い適切に配置を検討しますという回答でございます。

4点目ですが、騒音予測結果の等価騒音レベルは、昼夜間別だけでなく、平日・休日別にも示していただきたい。

(理由) ホームセンターや家電店舗の場合、平日よりも休日の方が来店客が増加するため、騒音は休日の方が大きくなることが予測される。昼間の等価騒音レベルの予測値が環境基準(60デシベル)ぎりぎりの地点があるが、平日と休日に分けると、休日の等価騒音レベルが環境基準を上回らないか心配である。周囲は住宅地であり、休日こそ騒音を小さく抑える対策が必要である。

回答ですが、大規模小売店舗立地法指針における騒音予測は、平均的な状況を呈する日において実施することとされております。当店舗の場合は、来客車両については、来店車両数が多い休日を予測し、荷さばき車両については、荷さばきの頻度が高い平日を予測しております。店舗から発生する騒音が一番大きくなる組み合わせを設定し、最も厳しい予測を行っておりますという回答でございます。

5点目ですが、(意見)発生集中交通による大気汚染の予測評価も、環境影響評価の方法に準じて行うべきである。

(理由) 自動車が増加すれば大気汚染物質も当然増加する。計画地の周辺は、現在は自動車交通が比較的不便であり、交通量は少なく、住宅地としての環境が維持されている。このような場所に自動車交通量を増加させる店舗を建設するのであれば、大気汚染による環境影響は十分予想されることから、予測評価も行うべきである。

回答ですが、本計画店舗から発生する大気汚染は、環境に大きな影響を与える規模の建物でないことから環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象にはなっていませんという回答でございます。

続きまして、20ページをお開き願います。8月10日に受理しました3件目の意見とその回答でございます。

3件目の意見につきましては、理由説明は、意見書に記載しているものでございまして、ここでは理由と説明の紹介を省略いたします。

1点目ですが、(意見)駐車場出入口の位置の見直しの要求。

回答でございますが、入口に関するもので1件目の回答と同じでございますので、回答を省略いたしますが、意見説明の中で、駐車場スロープの位置によるプライバシーの問題について言及しておりますので、この点に関して、意見と回答を読み上げさせていただきます。

ます。

(意見) 駐車場スロープは、計画において北側生活道路と並行して設置される。駐車場渋滞時には生活通り沿いの住居にとってはプライバシーの保護が危ぶまれ、スロープに半透明の仕切りを立てるなど、対策が必要である。

回答ですが、オープン時等の混雑時には、できるだけ場内に車を引き込みますが、安全の観点から、スロープ上で待機するような誘導は行いません。加えて、スロープは両脇に壁が設置され、車の座席からはスロープに並行する住居を臨める構造ではないため、プライバシーは保護されると考えていますという回答でございます。

2点目ですが、(意見) 来店経路を実現及び違法駐車撲滅のための交通整理員配置計画の見直しということで、この方が意見書に添付した図面、12ページをお開きください。地図に交通整理の配置が必要な箇所を明示しております。

20ページにお戻りいただいて、回答でございますが、頂いた配置計画を参考にし、所轄警察と協議し、交通整理員の配置計画を検討しますという回答でございます。

3点目ですが、(意見) 開店時間、閉店時間、来客の駐車場利用時間帯、荷さばきを行うことができる時間帯の見直しの要求。

回答ですが、早朝は、1階の一部売り場のみで業務用の資材を販売する可能性があり、早朝の届出を出していますが、一般の方が購入される商品の売り場は、9時から22時の営業となる予定です。なお、日曜日については、9時から営業とします。

開店後に、周辺住民から苦情等が発生した場合には、営業時間の見直しを含めて誠意を持って対応いたしますという回答でございます。

協議会での意見はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 3点ばかりお尋ねします。

1点目は、この土地は元々何だったのですか。

○小林担当課長 株式会社リーブルテックという、以前は東京書籍といった教科書会社の本社工場があったところです。

○宇於崎委員 工場時代は、周辺住民の方とはうまくやられていた。

○小林担当課長 特に以前、問題があったということは聞いておりませんし、現在はもう既に移転してございます。

○宇於崎委員 わかりました。

2点目は、概要説明書の3ページにある北区からの要望のところ、駐車場の附置義務があると書いてあるのですが、これは適切に処理されているのでしょうか。

○小林担当課長 指摘があったので、修正されております。

○宇於崎委員 わかりました。

3点目ですが、コーナンというのは、一般的な話ですけれども、例えば立地したところの町会に加入をするなどということはないのですか。

○小林担当課長 基本的に加入していないと思われま。

○宇於崎委員 設置者によっては、積極的に町会に加入をされて、周辺住民との意見交換を定期的にやられるところもあるようですので、よろしければそういうことも考えてみたらという意見ではないですが、お話をしてみてもいいのかもしれないと思いました。

以上です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 基本的にはこの狭い道路のところで交通状況が心配だと思って見ていたのですが、その意見については、周辺住民の方からたくさん頂いていますので、それにちゃんと対応していくと書いてありますので、それを遂行していただきたいということに尽きるかとは思っています。

ただ、幹線道路から入るところで、ご意見があったように、特に遠いところで結構影響が出そうだと思いますので、この敷地の周辺だけではないということについて、非常に留意を促していただきたいとは思っています。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 本当に初めてのことで、私の感想程度で申し訳ないのですけれども、朝早く6時に車が入りし、お店は6時半に始まるということでございますね。一般ですと、9時または10時であるのに、この早い時間に、私が読んだだけでは住居地域で、介護施設などもあるということが書いてあるので、一般の人が間違えて、ここはすごく早く開いているから何か必要なものが急に出来た時に行けば買えるのではないかと来てしまうお客さんもいるのではないかとこの取り越し苦労もあります。この時間、こんなに

サービスを早くに開始することの重要性というか、少なくとももうちょっと遅くてもいいのでなはいか。資材等を工事現場などに持って行きたくてこういう時間帯を設置している可能性は推測できるのですけれども、ここまでのサービスを必要とするのかどうかは、私は感想のみでございますが、十分な検討が必要ではないかと感じました。いかがでございましょうか。

○小林担当課長 早朝に開店して、いわゆるプロ向けの資材を販売するのは、割と最近こういうホームセンターでは一般的になりつつあることです。こちらの店舗にどの程度その需要があるのかは今、ここではお答えできないのですけれども、一般の人たちがその時間に間違っ来られるということは、そういうことがないように、きちんとご案内をしていただくようにしたいと思います。車が通学時間帯に重なる時間に来るのは確かですので、その辺の安全対策はきちんとやっていただきたいということで、指導してまいりたいと思います。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 交通関連で幾つかございます。

まず、全体的に申し上げますと、もっともこの近隣にお住まいの方々から色々出された懸念は非常に良くわかるということで、一方で店舗として可能なことは概ねされているようには感じました。

その上で、幾つか懸念事項を指摘しておきますので、店舗側には特にご留意いただきたいところでございます。

入店、退店経路です。現状では、これは明治通りから、新たに取っつけ道路のつけ替えをしたわけですね。そこから進入することになっておりますが、明治通りの荒川線の踏切側の信号交差点及びちょうど踏切のところの、これは信号交差点になっているかと思えますので、そこからの右折進入は恐らく道交法ではできることになっているのではないかという懸念があります。特に踏切があるところはそうなのではないかと想像します。ですから、そこからの進入を防止するような周知徹底は特にお願いしたいということです。

それから、退店も同様で、特に南側から退店した後、店舗をずっと巻いていく形で出ていくのが退店経路でございますが、そのまま荒川線沿いの通り、これは一方通行ではないと思えますので、恐らくそこで形状としては直線ですけれども、道路としては右折という形で入ってきますが、そういう車がまずそこで接触事故を起こすなど、そこから細い道

路を入り、荒川線の踏切と明治通りのところで、これは右折で出るとは可能であると思われまので、それがないように、ここは恐らく周知徹底をすべきところかと感じております。それ以外のところへの進入は懸念されるのですけれども、あるとしても、それはまさにこのエリアにお住まいの方々が車で来たときに通られるので、それはだめですとはなかなか表立って言えない部分だと思っておりますので、今の2方向について、特にご留意をいただきたいということで、お願いしたいと思っております。

質問は、今の私の交通規制の理解が正しいかどうかの確認をさせていただきます。

以上です。

○小林担当課長 委員ご指摘のとおり、退店の場合、梶原電停のほうに真っすぐ出てしまうということは予想されます。この明治通りと交差するところには信号がついていますので、右折で出るともできると思っておりますけれども、そちらに行かないよう経路を設定しています。地図ではわかりませんが、交差点までの道路が非常に狭い道路ですから、周知は徹底してもらいます。

もう一つ懸念されるのが、来店経路ですね。王子方面から来店したときに、右折で入ってしまうということ。これは交通規制上は可能ですので、こちらも右折進入しないように徹底をしていただくように考えております。

○岡村委員 よろしくお願ひします。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 先ほどの北区の要望なのですけれども、3ページの③早朝の騒音発生を避けるため、搬入搬出は午前8時以降にお願いしますということの回答といたしますか、この要望はどうなっているのでしょうか。

○小林担当課長 計画上は8時前に2台ほど来る計画になっていますけれども、そちらについてもなるべく、少なくするように検討するというので、一応、区の方にもそのように説明しているということです。計画上は2台になっていますけれども、問題があるようでしたらこれを減らすということです。

○木村委員 わかりました。

16ページに住民の方たちから早朝はという話が出ていまして、店側からは開店後に周辺住民から苦情等が発生した場合には、営業時間の見直しを含めて誠意を持って対応することになっています。ですから、基準値以下にはなりませんけれども、騒音低減には努めて

ほしいと思います。

もう一つわからないのが、図1の明治通りから入る道なのですが、22ページの図2の明治通りから入る道は、この大きな道でよろしいのでしょうか。

○小林担当課長 そうです。特別区道北1860号です。そちらの道になります。

○木村委員 この道は信号がないのですね。

○小林担当課長 ありません。

○木村委員 普通我々運転する側からすると、退店する場合、図1で、このちょっと先の明治通りに信号があるように思えるのですが、退店する人にとってはそちらのほうが逆に早く出られるのではないかと懸念があるのですが、ここに信号をつける予定はないのでしょうか。

○小林担当課長 信号をつける予定はないと思います。ちょっと先、東側に信号がありますけれども、ここは大分狭い道で、地図上はわかりませんが、特に南側からはなかなか進入しにくいです。

○木村委員 退店側になるのですか。

○小林担当課長 すみません。一方通行で退店はできません。22ページをご覧くださいと、一方通行の規制がかかっている道路ですので。

○木村委員 それは進入側。

○小林担当課長 進入はできるということですね。

○木村委員 退店側は、この先を行って右に曲がれば、明治通りの信号があるところに行ける。

○小林担当課長 ここを右折して出るとのことですね。

○木村委員 はい。

○小林担当課長 先ほど申し上げた右折で入ってくるのと一緒で、そこは右折で退店しないように徹底していただくよう指導いたします。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 1点確認と1点質問させていただきたいのですが、先ほどお話に出ていた6時半から9時の間まで業務用の資材を販売する可能性があるということなのです。

けれども、その際にどれぐらいの車の来店の見込みがあるという予測は特にはされていないということでもよろしいのかという確認と、かなり意見が交通関係で出ているのですけれども、対応として、入口に常時交通整理員を配置するということなのですが、出口などにその交通整理員の配置を考えないのは、特に何かこちらの方が安全上問題がないという理由があるからなのでしょうか。

以上の2点です。

○小林担当課長 まず、1点目のどのくらいというのは、今回の店舗では予測はされておりませんが、今まで既存の店舗でこういった業態をやっているところでは、当然朝早いですから、それほどたくさん来るようなことはないと認識しておりますが、これは本件ではないのですけれども、どちらかという問題が起きるとすると、もっと早く来てしまって、駐車場が開いていない時間から周辺道路で待つことについて苦情が出たりしている例があります。

それから、店舗の南側の出口の件、こちらも交通整理員をつけるということで計画しています。

○一ノ瀬委員 ありがとうございます。

○松波会長 近藤委員、ございますか。

○近藤委員 交通状況に問題があることは確かなようですので、開店後、状況把握と、あとは問題が出たときの対処についてしっかりご指導していただければと思います。

○松波会長 事前に交通関係の意見がたくさん出ておりますので、その対応について、事業者によろしくご指導のほどお願いしたいと思います。

それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは「(仮称)ホームセンターコーナン北区王子店」おけるコーナン商事株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、北区の意見がないことと、公告による申し出者の意見への配慮と、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(2) 「ニトリ環七梅島店」の新設について

○松波会長 続きまして、足立区の「ニトリ環七梅島店」における、株式会社ニトリホールディングスによる新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○丸統括課長代理 それでは、資料1の22ページ、審議案件の概要「ニトリ環七梅島店」の新設についてご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成28年5月2日、設置者が株式会社ニトリホールディングス、店舗の名称が「ニトリ環七梅島店」、所在地が東京都足立区梅島二丁目220番1ほかでございます。小売業者名は株式会社イトーヨーカ堂と株式会社ニトリでございます。新設する日が平成29年1月3日、店舗面積は1万1,706平方メートルでございます。

駐車場ですが、敷地内南側に59台、店舗4階に140台、店舗5階に121台、店舗屋上階に84台、計404台でございます。本店舗は、1階に食品等を販売するイトーヨーカ堂、2階と3階に家具を販売するニトリが小売店舗となるため、ニトリ分については、家具店であることの特別な事情により、既存類似店の実績より算出した284台を、イトーヨーカ堂分については、指針により算出した120台を合計した404台を、届出必要台数としております。出入口が敷地北側と東側に1カ所ずつ、計2カ所ございます。自動二輪車用は6台ございます。

駐輪場は、敷地内東側ほか、計3カ所ございまして、計204台、条例等による算出台数171台を満たしてございます。

荷さばき施設ですが、店舗1階に2カ所、計164平方メートルの施設を設けます。使用時間帯は、午前6時から午後11時でございます。

廃棄物等の保管施設ですが、店舗1階に2カ所、容量計47.48立方メートルの施設を設けます。指針に基づく排出予測量の44.81立方メートルを満たしてございます。

開店及び閉店時刻は、株式会社イトーヨーカ堂が午前8時から午後11時、株式会社ニトリが午前9時から午後9時でございます。駐車場の利用時間帯は、敷地内南側と店舗4階の駐車場が午前7時30分から午後11時30分、店舗5階と店舗屋上階の駐車場が午前7時30分から午後10時でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は、準工業地域が55%、近隣商業地域が45%でございます。

計画地は、東武スカイツリーライン線「梅島駅」の北東約700メートルに位置してございます。

東側は、国道4号（日光街道）を挟んでマンション、駐車場等、西側は、福祉施設や住居、南側は、区道梅島第159号線を挟んで住居、マンション、北側は、都道318号（環七通り）を挟んでマンションが立地している環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成28年6月17日、金曜日、午後7時から午後8時30分まで、梅田地域学習センターで行われまして、出席者数が32名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、足立区の意見を平成28年9月12日に受理してございますが、意見はございません。

公告による申出者の意見もございません。

協議会での意見もございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 この件に関しては、事前に話を聞いて回答ももらっているのですが、しょうがないのかなと思います。1つ目は専門外なのですけれども、夜間の騒音レベルが異常に高いのです。これはそのまま意見なしで通すのは問題なのではないかと私などは思ってしまう感じです。回答のほうでも、夜間の駐車場を1階のみにして、4階を使わないようにしますなどということが書かれているので、それも一つの方法かと思いますが、この部分に関しては、まだ疑問が残っています。

2つ目に聞いたことが、駐輪場から自転車のはみ出すのではないかとということで、結果的には定期的に交通整理員が回って整理をすることで対応する。人間で対応するということなのではすけれども、これもやっているのを見て判断しないとしょうがないかと思っまして、少し開店した後に苦情がないとか、溢れ出しがないかということは確認していただいて、その上での話になるかなと思っていますので、変な意見の出し方ですが、よろしく申し上げます。

○小林担当課長 騒音につきましては、全てこの基準値をオーバーしている原因は、深夜帯に入る11時以降なのですけれども、店舗が11時に閉まりますので、それまでに退出できなかった何台かの車のドア開閉音でオーバーしているということですので、静かにしていただく注意喚起を徹底するというので、音自体は防げていませんけれども、そういった形でやっていただきたいと思います。

駐輪場につきましては、開店してみないとわからない部分もありますので、特に環七沿いの北側の方の駐輪場が歩道に面しておりますので、そちらの方を特に注意していただくということで指導したいと思います。

○宇於崎委員 結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 裏側といいますか、南西側の方に非常に民家が多くありますので、そこに対する配慮が気になるところです。事前に送っていただいた書類の20ページの添付図面3の配置図などを見ますと緑地を設けると書いてあったり、あるいは非常に隣地境界線が狭いところに道路が通ってきて、色々と配慮するようなことが書いてあるのですけれども、特に緑地の処理は何かコントロールはあるのでしょうか。つまり、この部分が、緑地といっても単に芝生になっているのと少し音を妨げられるようなものになっているのかで相当周りへの影響は違うかなと思うのですけれども、そのあたりは何か、今の段階でご指導されていることはありますか。

○小林担当課長 緑地帯にどういうものが植えられるのかは現時点では把握できておりません。一番接近するところ、敷地と道路が接近するところには、32ページの図をご覧くださいと、南西側については、高さ2メートルの遮音壁を設置する予定です。

○中西委員 わかりました。

そうなりますと、遮音壁はデザイン上、美しくないものもありますので、多少そのあたりも何か意見できるといいかなと個人的には思います。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 先ほどの審議事項と比べますと、説明会に出席者が32名であったということですが、意見がない。もう一つ前ですと繰り返し色々と意見交換がなされていたのに比べると、かなり住民意識が低いというか、周辺は個人住宅が少ないのですか。その辺について、この違いに何か思い当たることがあったら教えていただきたいと思うのです。

○小林担当課長 元々交通量の多い幹線道路に面しているところですので、騒音自体について、新しい店舗ができて問題になるようなことは余り意見としては出ておりません。どちらかという、説明会での意見で出たのは来退店経路の問題の方が多く出されました。

○吉田委員 その裏側、先ほどの委員の方がご質問になられましたように、南西の所には戸建てがあるとおっしゃっていらっしゃいましたけれども、この辺には戸建て住宅はあるのですか。

○小林担当課長 はい。戸建て住宅があります。

○吉田委員 そこからは特別、安全であるとか、騒音であるのかということに関して意見はなかったということをございますね。

○小林担当課長 こちらの近隣の接しているお宅からはないです。

○吉田委員 近隣の方から特にそういう不安がないということであれば、私がとやかく言うことではないのですけれども、やはりオープンしてみたらこういうことがあったというように、事後の対応ですね。その辺をしっかりと、何かあれば対応しますというようにお約束をきちんとしておいていただきたいとは思いますが。

○小林担当課長 そちらについては、そういう意見があったということで伝えます。

○吉田委員 よろしくお願ひします。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 交通関係で、自転車駐ち場について、先ほどもご意見がありましたが、確認も含めて質問をさせてください。

届出書で言ひますと、9ページに算出根拠が書いてあるのですが、足立区の条例では、近隣商業地域の店舗面積に対して、必要台数が設定されている。すなわち、ここは1万1,706平方メートルのうち3,436平方メートルに対してのみしか掛け算がなされていないということによろしいのかということ。

一方で、結果的にこの3,000平方メートルというのは、小売のイトーヨーカ堂分にほぼ相当するので、それに対する駐ち場は、結果として条例上は担保はされているように思ひますが、ニトリに自転車で行く人がどれだけいるのか私にはわかりませんが、一方で、このあたりは駅からやや離れていて、非常に平坦な所で、足立区はそういう事情は考えて条例は設定されていると思ひますが、これで十分というよりは、やや不足の可能性ありと、数値上では読めるというところですよ。

質問は、この条例の部分に対して充足数としては171とあり、実際にはそれにややプラスして204ということで、これは本当に足りるという根拠が店舗側からなされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○大橋課長代理 今のご質問なのですけれども、私どももその所は気にしまして、非常に設置者に厳しく追及した所でございます。ニトリがおっしゃるには、我々のところは、ほとんど自転車では来ないということをいつも他のお店でもお聞きしてまして、ただ、条例があるので、他のところは来ないのはわかっているけれども、仕方なく作っているだけだともおっしゃっています。そのようなご事情がある中で、近商の部分のみの算出ということでこの台数なのですが、非常に心配しまして、足立区とも本当にこれでいいのかと、これで認めてよろしいのですかというところでも連絡をとりまして、区も条例上の決めなのだから、これ以上の指導はできないというところはお聞きしています。そういった中で、食品スーパーは非常に駐輪場での来店が見込まれますので、そこは非常に使うということで、プラス、ニトリさんがほぼほぼいらっしゃらないということであれば仕方がないのかなということで、この台数に対してはこちらも了解しております。ただ、欄外の※のところに「開店後、万が一駐輪場が不足する場合には、増設いたします」と、これを書いて下さいということで、こちらからの指導でこれを書かせております。

以上でございます。

○岡村委員 経緯は良くわかりました。どうもありがとうございました。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 届出書の12ページ、13ページに騒音のことが載っているのですけれども、これを見ますと、昼間は等価騒音レベルということで予測をするのですが、これも下手をすると60近い数字になってきて、なおかつ、夜間ではほぼ全滅に近い状況ですし、老人ホームがある場合には、夜間の基準値を5デシベル減らして静寂に努めなさいということがありますが、それすら守られていない。閉店時間が11時ということなのですけれども、東京都は夜間の騒音の予測を午後11時からとしていますので、できれば閉店時間を10時半にするとか、10時45分にするなどすれば、夜間については守られるのではないかと思います。ですから、できれば閉店時間が30分違っていてもどの程度売り上げが違うのかよくわかりませんが、できればそういう要望をしていただきたいかと思うと思います。

以上です。

○小林担当課長 届出上は11時まで営業することになっておりますけれども、最終的な決定ではないようで、短縮するような余地は今のところあるということで聞いておりますので、状況によっては、何か問題があればそれなりの対応をしていただくことになると思います。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ございません。

○松波会長 近藤委員、ございますか。

○近藤委員 ございません。

○松波会長 この案件に関しまして、老人ホームが近くにございますので、騒音について特に配慮いただきたいと思います。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

その上で、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは「ニトリ環七梅島店」における株式会社ニトリホールディングスによる新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、足立区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(3) 「(仮称)銀座六丁目計画」の変更について

○松波会長 続きまして、中央区の「(仮称)銀座六丁目計画」における、株式会社大丸松坂屋百貨店による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○丸統括課長代理 では、資料1の25ページ、審議案件の概要「(仮称)銀座六丁目計画」の変更についてご説明申し上げます。

「1 届出の概要」ですが、届出日が平成28年4月21日、設置者が株式会社大丸松坂屋百貨店、店舗の名称が「(仮称)銀座六丁目計画」、所在地が東京都中央区銀座六丁

目10番1号ほかでございます。小売業者名は未定でございます。

当該店舗の変更は、2013年6月30日に閉館した松坂屋銀座店の建て替えに伴うものでございます。本案件のように、建て替えであっても店舗の形態を引き継ぐ場合は、新設のほか変更の届出で足り得るため、変更の届出がなされました。

当該店舗の再開発でございますが、銀座六丁目の隣接する2つの街区1.4ヘクタールを一体的に整備し、地下3階を観世能楽堂の多目的ホール、地下2階から地上6階が商業施設、地上7階からの上層階をオフィス空間で構成し、観光バスの乗降スペースや約4,000平方メートルの屋上庭園を設けます。

変更しようする事項ですが、店舗面積についてですが、2万3,735平方メートルから3万7,500平方メートルに変更いたします。

駐車場の位置及び収容台数についてですが、変更前別館地上2階から7階、地下1階から3階の170台から、店舗地下5階と6階の311台に変更いたします。この算出根拠でございますが、既存店舗面積分の必要台数と、増床面積分の必要台数を足し上げて算出いたしました。既存店舗面積分は、当該店舗の実績から算出した86台で、増床面積分につきましては、計画店舗面積分の必要指針値台数から、既存店舗面積分の必要指針値台数を差し引いた225台を算出いたしました。86台と225台を足した311台が変更後の店舗の届出必要台数としております。

駐車場の出入口の数及び位置についてですが、変更前も変更後も変わらず、入口1カ所、出口1カ所の計2カ所でございます。

駐輪場の位置及び収容台数についてですが、従前は駐輪場はございませんでしたが、類似店舗比較より算出した98台を店舗地下1階から地下3階に設置いたします。

開店及び閉店時刻でございますが、午前10時30分から午後9時の時間帯から、24時間ほかに変更いたします。

駐車場の利用時間帯でございますが、午前8時30分から午後9時30分の時間帯から、24時間に変更いたします。

荷さばき施設の位置及び面積でございますが、別館1階の1カ所、505平方メートルの施設から、店舗地下3階の5カ所、438平方メートルの施設に変更いたします。

荷さばき施設の使用時間帯でございますが、午前9時30分から午後6時の時間帯から、24時間に変更いたします。

変更する理由が、再開発事業に伴い、建て替えを行うためで、変更する日は、平成29年2月1日でございます。

「2 周辺の生活環境等」ですが、用途地域は、商業地域でございます。

当該店舗は、東京メトロ「銀座駅」の南約123メートルに位置してございます。

南東側に、区道428号（三原通り）、南西側に区道615号（交詢社通り）、北東側に区道613号（みゆき通り）北西側に国道15号（中央通り）に接し、周囲は、商業施設が建ち並んでいる環境でございます。

「3 説明会について」ですが、開催日時が平成28年5月16日、月曜日、午後7時から午後7時45分まで、銀座フェニックスプラザで行われまして、出席者数が48名という報告を受けてございます。

「4 法8条に基づく意見」ですが、中央区の意見を平成28年6月29日に受理しておりますが、意見はございません。

公告による申出者の意見もございません。

協議会での意見もございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただ今の事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 これも事前に聞いているので、そういうことなのかということなのですが、確認です。

従前には真ん中が公道だったのですけれども、これを三原通り側に等積でつけ替えましたということが回答としてあるのですが、等積というのは、結局三原通りを何メートルか拡幅したということですか。何メートル拡幅したのかだけ教えてください。

○小林担当課長 71ページの建物配置図をご覧いただきたいと思うのですが、どの部分かといいますと、バスの乗降できるようなスペース、この部分が交換した部分ですので、真ん中の通路分を、こちらで広げたということです。三原通りはその下になりますので、このバスの乗降所の部分がここに移っているということです。

○宇於崎委員 バスはここには停まらない。乗り降りするだけで、駐車はしない。

○小林担当課長 駐車場ではありません。

○宇於崎委員 これはいいのかなという感じは、都市計画的には多分こうではなくて、ち

ゃんとした道路として拡幅するのが普通のやり方で、これは銀座ですから、銀座ルールがあつたり、中央区が指導されてこうやってくれという話になったのであれば、それはそれでよいと思いますが、三原通りだけ、ここの部分だけ太くなったのかとちょっと心配だったのです。わかりました。結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 特にございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 この銀座六丁目の話は、もう既に審議をされている件なのでございますか。

○小林担当課長 今日が初めてです。

○吉田委員 私はこれを拝見した時に、今まで午前10時30分から午後9時だったものが24時間営業のものが出ることで、それから、ここには書いていないのですが、資料には明け方の4時までという営業の時間帯が書いてあったのですが、この翌午前4時という閉店時間で、別に飲食店でもない衣料や雑貨等でこの時間帯までというのは、何か理由があるのでしょうか。

○小林担当課長 24時間というのはコンビニエンスストアです。午前4時までやるというのは、カフェを併設した本屋さんになるということなのですが、店舗の上層階がオフィスになります。そちらで働いている人向けの店舗ということなのです。

○吉田委員 これは既に認可がされているのであれば、何とも申し上げられませんが、多分、この24時間は1階のコンビニであろうと推測したのでございますけれども、最近のコンビニは24時間のものがどこにでもあるようになりましたので、銀座でもそれは仕方のないことなのかと思ったのですが、夜中の4時まで開けて、4時から今度は人がそこから帰るといって何とも中途半端な時間帯にお店を開けている。銀座というのはそれなりに伝統と安全性の確保をされている地域であろうと私は個人的には思っているのですが、明け方4時はいかかなものなのかと。夜中12時ぐらいで締めてくれたほうが、色々な環境にはいいかと思ったのですが、いかがでございましょうか。意見でございます。

○小林担当課長 計画ではこうなっていますが、どの程度の需要が見込まれるのかは私どもはわかりかねますので、実際にこういう営業がされるのかどうかは現時点では何とも言えないところです。この深夜営業については基本的には外からの来客を見込んでいないようですが、その時間帯まで働いている人がいるのかどうか。それも入居者によって変わって

きますので、何とも申し上げられないのです。

○吉田委員 こういうものは何の規制もないわけですね。都としてはこれはやってはならぬとか、そういう話はできない。

○小林担当課長 営業時間については特に言えないです。

○吉田委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にございません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員 ございません。

○松波会長 近藤委員、ございますか。

○近藤委員 確認させていただきたいのですが、真ん中にあった道路をこちらの下のバスのスロープのほうにつけ替えたということなのですが、図面を見ると、私はこのまま1階に穴があいて、道路として使えるのかなとずっと思っていたのですが、この道路は搬出、搬入の車両用であって、一般車は通り抜けできないようになっているのでしょうか。

○小林担当課長 特に規制はなく、通れます。駐車場の入口、出口がありますので、そこらは当然ここを通りますけれども、特にここが法的に私道になっただけの話で、通行までは妨げておりません。

○近藤委員 割と小さな裏道のような道路だった記憶があるのですが、そうしますと、歩行者や車両は今までどおりの使用ができる。多少トンネルのようで閉塞感はあるのかもしれませんが、そういう使用はできるということで理解してよろしいですか。

○小林担当課長 使用はできますが、今まで道路であったから一般車両が通るかもしれませんがね。

○近藤委員 歩行者はここがあいていないととても困るのではないかとは思いますが、何か月前にこのもう少し先の四丁目のビルで、建て替えなのか変更なのかは忘れたのですが、もともと駐車場が隔地にあって、そこから物品を運び入れる事案があったかと思うのですが、そのときに搬入する台車の経路がこの道路を通っていて大丈夫なのかなと思った記憶があるものですから、そういうものはもう自由に通ってよろしい

わけですね。

○小林担当課長　そうです。おっしゃるとおり、この図面で言うと、この左側がそのときの店舗の荷さばき所になっています。

○近藤委員　わかりました。

○宇於崎委員　今の話ですけれども、結局これは一方通行の通りが南側と北側にずっとつながっていますので、ここを塞いでしまうと、一方通行で通ってきた車が曲がって曲がってのようなことになるので、現状の通行ルールのようなものはそのまま残すご対応のようです。私がもらった回答では、従前の街区間道路の交通機能を維持するために、地区施設の貫通道路として整備しますとありますので、できれば事前に返答いただいたものに関しても、どこかでご説明いただくとよろしいかと思えます。

○松波会長　それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○松波会長　それでは「（仮称）銀座六丁目計画」における株式会社大丸松坂屋百貨店による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、中央区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

それでは、これにて本日の審議は終了いたします。長時間のご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、本日の大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。委員の皆様には大変ご苦労さまでした。